

一級
二級
木造

建築士事務所廃止届

一級
二級
木造

建築士事務所を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により届け出ます。

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

印 不要

宮崎県指定事務所登録機関

一般社団法人 宮崎県建築士事務所協会 会長 殿

株式会社△△

氏名 代表取締役 △△ △△

建築士事務所	フリ 名	がな 称	かぶしきがいしゃ さんかくさんかくいつきゅうけんちくしじむしよ 株式会社 △ △ 一級建築士事務所			
	所 在 地	〇〇市〇〇町〇番地〇号				
	一級建築士事務所 二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所				
登録申請者	個人	フリ 氏	がな 名	建築士 の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	
		住 所				
	法人	フリ 名	がな 称	かぶしきがいしゃ さんかくさんかく 株式会社 △ △		
		事 務 所 所 在 地	〇〇市〇〇町〇番地〇号			
		役 員 の 氏 名 及 び 役 名	代表取締役 △△ △△			
管 理 建 築 士 事 務 所 を す る 士	フリ 氏	がな 名	さんかくさんかく さんかくさんかく △ △ △ △	登 録 番 号	第 1234 号	
	一級建築士、二級 建築士又は木造建 築士の別	一級建築士		登 録 を 受 け た 都 道 府 県 名 (一級建築士除く)		
現 及 び	登 録 年 月 日	登 録 番 号	平成 〇〇年 〇月 〇日	宮崎県知事登録 第 1234 号	令和	
廃 業 を す る 理 由	会社廃業のため					